

令和5年度

『広島広域都市圏地域貢献人材育成支援事業』

募集案内

広島広域都市圏とは

広島市と生活面や経済面で深く結び付いている、東は三原市エリアから西は山口県柳井市エリアまでの28市町で構成するエリア。圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超の維持を目指す「200万人広島都市圏構想」の実現に向け、様々な交流と連携を推進しています。

<構成市町>

広島県

広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町

山口県

岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

島根県

浜田市、美郷町、邑南町



広島広域都市圏マスコットキャラクター
ひろしま都市犬 はっしー

本事業に関する問合せ先・書類の提出先

広島市 企画総務局 企画調整部 広域都市圏推進課 (本庁舎 11階)

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL : 082-504-2017 E-mail : kouiki@city.hiroshima.lg.jp

広島広域都市圏 HP : <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kouiki/>

「広島広域都市圏地域貢献人材育成支援事業」とは

急速な人口減少、少子化・高齢化が進む中、「200万人広島都市圏構想」の実現に向け、地域の活力の維持・向上を図り、圏域全体の持続可能性を高めていくためには、地域に愛着と誇りを持って地域課題の解決や産業・経済の更なる発展等に貢献する人材が必要不可欠です。こうした人材を育成するため、広島広域都市圏における大学等が圏域内市町において、当該市町や地域住民、企業、団体等と連携して地域課題の解決等に取り組む教育研究活動に対し、補助金を交付します。

1 補助の対象となる者

広島広域都市圏に所在する大学（大学院含む）、短期大学及び高等専門学校が対象です（以下、本書では「大学等」といいます。）。

2 補助の対象となる事業

大学等が広島広域都市圏を構成する市町において、当該市町や地域住民、企業、団体等と連携して地域課題の解決に取り組む教育研究活動が対象となります（以下、本書では「活動」といいます。）。

次の活動は対象外となります。

- ① 営利を目的とし、又は特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体等を利するもの
- ② 国の補助金等を受けている又は受けることが確定しているもの
- ③ その他市長が適当でないと認めるもの

■令和5年度募集区分について

広島広域都市圏の市町が、大学等の教育研究活動により解決を図ることを期待している地域課題をP.8,9にまとめています。9つの募集区分において、テーマ、地域課題の概要、取組の方向性の具体例を記載していますので、活動を決める際の参考にしてください。

なお、教員や学生等が実際にフィールドとなる市町に足を運び、地域住民等と直接対話しながら、活動を行っていただくことが望ましいと考えています。

（令和5年度募集区分）

- | | | |
|-----------------|------------------|----------------|
| ① 生活交通の維持・確保 | ② ICT環境の整備・有効活用 | ③ 交流・移住・定住の促進 |
| ④ 安全・安心な暮らしの確保 | ⑤ 文化財・伝統文化の活用・保全 | ⑥ 観光資源の共同開発・PR |
| ⑦ 地域におけるにぎわいの創出 | ⑧ 圏域内産品の地産地消 | ⑨ その他 |

3 補助の対象となる主な経費

活動を実施するに当たり、必要と認められる以下の経費が対象です。

項目	主な内容
消耗品費	事務用品や工作に必要な材料の購入費
通信費	郵便等に必要な経費
旅費交通費	連携する市町で実施する活動や調査等に要する交通費・宿泊費 ※ 宿泊費に食費は含まない。
謝金	指導又は助言を得るための専門家等に対する謝金等 ※ 大学等に在籍している職員や学生への謝金は対象外
会場使用料	連携する市町で実施する活動や調査等に要する会場の借上料
印刷製本費	資料やチラシ、ポスター等の印刷、製本に要する経費
バスその他借上料	連携する市町で実施する活動や調査等に要するバス借上料
図書費	図書・書籍等の購入費 ※ 学生の教科書など通常学生が負担すべきものは対象外
委託料	専門知識・技術等を要する業務を外部に委託する経費 ※ 委託の内容が専門知識・技術等を要せず、教員、学生及び連携する企業・団体等の職員で実施が可能なもの、委託料の占める割合が補助対象経費の2分の1以上のもの、委託内容が課題の解決そのものになるようなものは対象外
その他	活動の実施のための保険料 振込手数料

次の経費は補助対象外となります。

- ① 教育研究活動に直接関係のない経費
- ② 大学等から補填される経費
- ③ 建物等の施設整備費
- ④ 備品（パソコン、タブレット端末、プリンタ、カメラ等）の購入費
- ⑤ 広島広域都市圏の区域外への旅費交通費（当該旅行が教育研究活動の実施上、必要不可欠であると事前に市長が認めるものを除く。）
- ⑥ 食料費（打合せ等において提供する簡素な飲料を除く。）
- ⑦ その他市長が補助金の交付が適当でないとするもの

※ 「日当」の取扱いについて

日当が「交通費」として支給されるものであることが明確に規程等で定められている場合は、日当を補助対象経費とすることができます。なお、本事業では食料費を補助対象外経費としており、日当が「食料費」としての意味合いで支給される場合は、補助対象外経費とします。

■留意点

各支出項目について、社会通念上適当と認められる額としてください。

社会通念上適当と認められる額を超えると判断される場合や、対象となる経費と対象とならない経費が混在し、それらを明確に区別できない経費は、「対象外」となります。

4 補助金額

1 事業当たり年間50万円を上限とします（補助率：補助対象経費の10/10）。

■ 継続して実施する事業について

複数年度にわたり継続して実施する事業は、予算の範囲内において、引き続き補助を受けることができます。ただし、毎年度、補助金の交付申請をし、交付決定を受ける必要があります（次年度以降の交付を保障するものではありません。）。

5 補助対象期間

補助金交付決定日から令和6年2月29日（木）までが対象です。

（複数年度にわたり継続して実施する事業であっても、補助対象期間は令和6年2月29日（木）までとなります。）

6 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする大学等は、次のとおり表紙の提出先に提出してください。

募集期間	令和5年4月21日（金）～6月8日（木）当日必着
提出書類	① 補助金交付申請書（様式第1号） ② 補助事業計画書（様式第2号） ③ 収支予算書（様式第3号） ④ その他、市長が必要があると認める書類

■ 事前相談について

フィールドとする市町や、連携先企業・団体等とのマッチングを希望する場合は、表紙の問合せ先に事前相談を行ってください。

なお、該当する市町や企業・団体等がないなどの理由により、マッチングができない場合がございますので、予め御了承ください。

事前相談期間	令和5年4月21日（金）～5月18日（木）
--------	-----------------------

7 活動の審査

補助金を交付する活動については、次の審査基準に基づき、提出書類等の内容を審査します。審査の参考とするため、提出書類受理後、事務担当者宛に活動内容等のヒアリングを実施することがあります。

〔審査基準〕

項目	審査のポイント
事業効果	事業内容は、大学等の学生が地域へ出向き、主体的に課題解決に取り組むものとなっているか。また、地域に愛着と誇りを持って地域課題の解決や産業・経済の更なる発展等に貢献する人材育成につながるものとなっているか。
課題認識	事業内容は、広島広域都市圏を構成する市町における地域課題を理解した上で、課題設定されたものとなっているか。また、活動の実施が地域にとって必要なものとなっているか。
実行性	大学等のこれまでの活動、今回の事業計画等から、活動の実施が可能なものとなっており、地域課題の解決につながるものとなっているか。また、事業計画が、補助額と照らし合わせ、妥当なものとなっているか。
先駆性・独創性	新しいアイデアや行政にはない自由な発想を盛り込んだものとなっているか。また、大学等と地域が相互に連携・協力しながら、地域課題の解決につながるものとなっているか。
発展性	大学等と広島広域都市圏を構成する市町、企業・団体等との新たなネットワークが構築されることが期待できるものとなっているか。また、広島広域都市圏全体の発展に向け、参考になるものとなっているか。

8 補助金の交付決定

補助金を交付する活動については、審査後、交付の決定を行い、補助金交付決定通知書により申請者に通知します。なお、補助金の交付をしないことを決定したときは、申請者にその旨を通知します。

■ 交付決定件数について

補助金の交付決定件数は、10件程度を予定しています。

なお、予算の範囲内で、交付決定件数を変更することがあります。

■ 補助金の交付について

補助金は、大学等又は大学等を運営する法人名義の口座に、概算払により交付します。

9 活動の実施

補助金の交付後、令和6年2月29日（木）までに活動を完了してください。

■活動を実施する上での注意点

- ・補助金は、申請した活動の目的以外に使用することはできません。
- ・適正な予算の執行に努めてください。
- ・活動の支出に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理してください。また、これらの帳簿及び書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管してください。
- ・活動の実施状況について、記録を残しておいてください。
- ・チラシなどの配布物・成果物を作成する場合は、本事業からの補助活動であることを明記してください。

■活動の経過報告について

- ・令和5年9月下旬（予定）に、採択された大学等が一同に会して活動状況の報告等を行う交流会を開催します。詳細は、採択された大学等へ別途連絡いたします。
- ・令和5年11月上旬（予定）に活動状況のヒアリング等を行います。

■活動内容を変更する場合

活動内容や予算について、交付申請時のものから変更が生じる場合、以下の書類の提出が必要となる場合がありますので、表紙の問合せ先まで連絡してください。

提出書類	① 補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号） ② その他、市長が指定する書類
------	---

10 活動成果の発表

活動の成果を、令和6年2月上旬に開催予定の広島広域都市圏協議会（広島広域都市圏28市町の市長と町長で構成する協議会：坂町で開催予定）において、発表していただく予定です。なお、発表会への参加に係る費用は、補助対象経費に含めても構いません。

ただし、活動成果の発表件数に限りがあることから、改めて調整します。

なお、広島広域都市圏協議会で発表することが難しい場合は、可能な限り、大学等や活動を行った地域で発表する機会を設けてください。

11 活動の報告

活動の終了後、次のとおり表紙の提出先に提出してください。

■ 成果（広島広域都市圏HPなどで公表する際に使用）

提出期限	令和6年2月29日（木）
提出書類	① 活動の成果報告書（A4判4枚程度） ② 5枚程度の写真（広報用）

■ 実績（補助金関係）

提出期限	活動終了後40日以内、又は令和6年2月29日（木）のいずれか早い日
提出書類	① 補助事業実績報告書兼精算書（様式第5号） ② 事業実施報告書（様式第6号） ③ 収支決算書（様式第7号） ④ 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し ⑤ その他、市長が必要があると認める書類

■ 補助金の精算について

補助金の精算に当たり剰余金が生じたときは、速やかに返納してください。

- ① 対象経費合計額が交付決定額を下回る場合は、対象経費合計額が交付確定額となります。この場合、差額は返納していただきます。
- ② 対象経費合計額が交付決定額を上回る場合は、交付決定額が交付確定額となります。

12 交付確定

活動の報告書類を基に、活動が適正に行われたか、対象経費の不適切な支出がないかなどを審査し、補助金の額を確定し、補助金額交付確定通知書で通知します。

活動の実績が補助金の決定の内容や条件に適合されていないと判断された場合は、交付決定の取消しや補助金の返還を求めることがあります。

13 補助事業終了の活動等

■ 活動の継続について

本事業では、複数年による教育研究活動を可能としています。なお、広島広域都市圏全体の発展に向け、令和6年度以降も継続して活動していただくことが望ましい教育研究活動については、本事業を引き続き活用いただくことのほか、大学等の自主財源、企業・団体等からの補助金等を活用することも視野に入れて、活動の継続を検討していただきたいと思います。

■ フォローアップ調査について

本事業は、次代を担う若い世代が地域に愛着と誇りを持ち、地域に定着し、また、地域外であっても地域に関わりを持ちながら、地域づくりの担い手となって地域の発展に貢献していただくことを期待しています。そのため、補助金を交付した翌年度以降に、本事業を通じて活動に参加した学生を対象に、その後の進路、就職状況などについて伺うフォローアップ調査を実施しますので、補助金を活用した大学等は御協力をお願いします。

14 本事業に対する質問等

本事業に対する質問等がある場合は、表紙の問合せ先に電子メールで問い合わせてください。様式は問いません。

また、広く本事業について共有するため、質問要旨及び回答について、広島広域都市圏 HP (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kouiki/>) でまとめて公開します。

15 その他

■ 補助事業の公表等について

交付決定した事業については、大学名及び事業概要等を広島広域都市圏HP等で公表し、事業終了後は、活動の実績や成果等について、広島広域都市圏全体の発展に向け、広島広域都市圏HP等で広く取組内容を公開します。そのため、補助金を交付した翌年度以降において、取組状況等に関する問合せをすることがありますので、回答の御協力をお願いします。また、大学等においても、HP等を通じて、補助金の交付を受けて実施する活動を積極的にPRしていただきますよう御協力をお願いします。

■ 中間調査等の実施について

補助事業の中途や実績報告の提出後に、広島市が必要と認める場合には、大学等に対し、広島市が指定する書類の提出を求めたり、大学等で現地調査を実施する場合があります。

■ 情報公開等について

大学等から提出された書類等は、個人情報保護法、広島市情報公開条例及び個人情報保護条例等の規定に基づき、取り扱います。また、提出された書類等は返還しないため、各大学等において控えを保管してください。

■ 新型コロナウイルス感染拡大防止について

新型コロナウイルス感染拡大防止に留意し、活動を行ってください。

広島広域都市圏の市町等と連携して地域課題の解決に取り組む教育研究活動（具体例）

区分	テーマ	地域課題の概要	取組の方向性
①生活交通の維持・確保	地方ローカル線の利用促進及び沿線地域の活性化	地方ローカル線では、利用者数が減少しており、地方ローカル線及び沿線地域の衰退が懸念されている。	地方ローカル線の利用促進及び沿線地域の活性化を図る方策を検討する。
	住民の移動手段の確保	利用者数の減少や交通事業者の担い手不足による公共交通の衰退が懸念されているとともに、地域住民の移動手段の確保に取り組む上で、自治体の財政負担の増加が課題となっている。	生活交通を維持していくため、住民等の移動ニーズに対応し、かつ費用対効果の高い持続可能な仕組みづくりを検討する。
②ICT環境の整備・有効活用	AI、ICTを活用した行政事務等の効率化	行政に対する需要の多様化により、一層の業務効率の向上が必要となる一方、急激な情報化により取り残される者が無いう、住民の視点に立った行政運営が必要となっている。	誰もが利用しやすく、行政事務の効率化を図ることができるAI、ICTの活用策を検討する。
	行政情報の利活用の推進	民間企業等のニーズをつかめておらず、行政情報の利活用が進んでいない。	民間企業等が求める情報をニーズ調査等により明らかにし、その効果的な活用策を検討する。
③交流・移住・定住の促進	空き家の掘り起こし・マッチングの仕組みづくり	圏域内では、空き家が増加傾向にあるものの、家財整理等の負担から所有者が消極的であり、空き家バンク登録が伸び悩んでいるなど、空き家の掘り起こしが進んでおらず、空き家の効果的な活用ができていない。	所有者へ空き家の適正管理や利活用を促す方策等を検討する。また、所有者と利活用希望者をつなぐ仕組みづくりや、効果的な空き家の活用策について検討する。
	多文化共生のまちづくりの推進	年齢、性別、障害、国籍の違いにかかわらず、誰もが住みやすい多文化共生のまちづくりを推進していく必要がある。	年齢、性別、障害、国籍の違いにかかわらず、誰もが安全安心に暮らし、働くことができる方策や地域内で関係性を構築する方法等について検討する。
④安全・安心な暮らしの確保	鳥獣被害対策	中山間地域において、集落へ下山した野生鳥獣による農作物への被害が多発しており、近年では、住宅街や市街地にも出没し、被害が生じている。	野生鳥獣が下山することなく山の中で生息できるような環境整備や、行政や地域住民が継続的に実施可能な駆除や防護等の対策について検討する。
	がん検診の受診率の向上	がん検診の受診率が伸び悩んでおり、各市町や県において子宮頸がん検診の無料クーポンの交付や受診勧奨等の取組を行っているものの、成果が出ていない。	現状分析や事例収集により、現在の取組における課題を掘り起こし、受診率の向上に効果的な取組を検討する。
	災害時の早期避難を促す仕組みづくり	災害から住民等の安全を守るには、平時からの防災への意識付けが重要であるとともに、災害時には早期避難を促す必要がある。特に避難行動要支援者の早期避難を促す取組が課題となっている。	誰もが確実に避難できるよう、防災意識の強化や早期避難を促す仕組みづくりを検討する。
⑤文化財・伝統文化の活用・保全	文化財等の保存と活用	伝統的建造物群保存地区や文化財に指定された建築物等の保存や維持管理が課題となっているとともに、文化財を地域の魅力として効果的に活用する必要がある。	文化財等の保存管理方法や、効果的な活用策等を検討する。 また、圏域内の歴史という観点から、歴史的資産を体系的に整理した上で、活用策や魅力発信の方法について検討する。

区分	テーマ	地域課題の概要	取組の方向性
⑥観光資源の共同開発・PR	観光地のにぎわいづくり	市町単独では、観光地としての知名度が低い、滞在時間が短いなどの課題があり、圏域で連携して、新たな観光資源の掘り起こしや観光・交流事業の企画、効果的な情報発信を行う必要がある。	広島広域都市圏との新たな観光・交流事業の企画や滞在型コンテンツの企画や、データ分析による観光資源の把握やターゲットの明確化をした上での効果的な情報発信の方法等を検討する。
	体験型修学旅行の受入拡充	高齢化等による民泊受入先の減少が課題となっている。 また、豊富な地域資源を生かし、他地域には無い体験プログラムの造成が求められている。	受入拡充に必要な環境整備について検討するとともに、地域資源を生かした広島広域都市圏ならではの新たな体験プログラムや「SDGs」に沿った体験プログラムを検討する。
⑦地域におけるにぎわいの創出	廃校となった施設や廃線跡地の活用等	学校が廃校となった地域やローカル線が廃線となった地域では、それらを地域振興に有効活用することが求められている。	地域住民の意向等を踏まえたものであり、かつ、地域の活性化に資する効果的な活用策を検討する。
	高齢者の健康づくり・生きがいづくり	急速な高齢化が進む中、地域では高齢者本人の健康づくりや生きがいづくり、地域の人とのつながりができる場が求められている。 また、高齢者が集う場の世話役の後継者育成が課題となっている。	高齢者の介護予防や生きがい創出につながる持続的な地域の取組や支え合いの仕組みづくりを検討する。
	関係人口の創出	人口減少や高齢化の進展に伴い、地域活動の維持が難しくなっており、地域外の人との関わりが求められている。	地域と関係人口が継続的につながることができる仕組みづくりや受入地域側の体制づくりなどの方策を検討する。
	自治組織の持続的運営	役員の高齢化・担い手不足や、地域活動への参加者の減少が課題となっており、自治組織の継続的な活動が困難となっている。	担い手育成や、若い世代をはじめとした地域住民の参加促進、団体間連携、デジタル活用等、多方面から持続可能な自治組織とするための方策を検討する。
⑧圏域内産品の地産地消	地域経済の循環	新型コロナウイルス感染症やエネルギー価格・物価高騰の影響、後継者不足等により、地域の事業者の置かれている状況は厳しさが増している。	圏域内産品を活用し、圏域内における地域経済の循環を図る方策を検討する。
⑨その他	人口減少対策	各市町で子育て支援や地元への就職支援等、様々な人口減少対策の取組を行っているが、人口減少に歯止めがかからない。	データ分析等を行い、人口移動と相関のある因子（雇用、住居、子育て環境等）を分析するなど、データに基づく人口減少対策を検討する。
	地球温暖化対策	カーボンニュートラルの実現に向けて取り組むには、自治体だけではなく民間事業者や教育機関などあらゆる機関が連携する必要がある。	事業者や住民が継続的に取り組むことができ、地域特性や気候風土に応じた脱炭素の取組を検討する。

【事業の流れ】

交付申請前	1. テーマ設定	募集案内の具体例を参考に、教育研究活動で実施する地域課題のテーマを設定してください。	4月下旬～
	2. 事前相談	フィールドとする市町とのマッチング等について、広島市へ事前相談を行ってください。（希望者のみ）	4月下旬～ 5月18日
	3. 交付申請	大学等は、補助金交付申請書及び事業計画書等を広島市へ提出してください。	4月下旬～ 6月8日
交付申請後	4. 審査	広島市は、補助金の交付対象となる活動を審査します。	6月中旬～ 6月下旬
	5. 交付決定	広島市は、補助金の交付が認められた大学等へ決定通知をします。	6月下旬～ 7月上旬
	6. 活動実施	決定通知後、活動を実施してください。9月下旬に採択された大学等での交流会の開催、11月上旬に活動状況のヒアリング等の実施を予定しています。	7月上旬～ 2月下旬
	7. 成果発表	広島広域都市圏協議会において、これまでの活動の成果を発表してください。（数件程度）	2月上旬
	8. 活動報告	大学等は、実績報告書等を広島市へ提出してください。	2月下旬
	9. 交付額確定	広島市は、補助金が適正に使われたかを審査し、大学等へ補助金額の確定通知をします。	3月中旬